

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越啓雄 外48名

被控訴人 千葉県知事 外2名

## 控訴人準備書面(20)

2013(平成25)年7月12日

東京高等裁判所第22民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 菅野

明中弁  
之丸護  
印素士

同 廣瀬 理夫

明中弁  
之丸護  
印素士

同 中丸 素明

明中弁  
之丸護  
印素士

同 植竹 和弘

明中弁  
之丸護  
印素士

同 拝師 徳彦

明中弁  
之丸護  
印素士

同 及川 智志

明中弁  
之丸護  
印素士

同 島田 亮

明中弁  
之丸護  
印素士

同 山口 仁

明中弁  
之丸護  
印素士

同 近藤 裕香

近藤  
裕香  
印

## 第1 千葉県営水道の水需給について（嶋津証言を受けて）

千葉県営水道の水需給については、控訴人準備書面（10）で縷々述べているところであるが、嶋津証言を踏まえ、若干補足する。

### 1 平成13年回答と平成20年推計

2008年に閣議決定された第5次利根川荒川水系フルプラン策定の段階では、千葉県水道局は平成13年回答（乙266）をもって臨み、それが八ッ場ダム事業参画の根拠となっていたが、その後、2011年（平成23年）に至り、国交省の八ッ場ダム事業の検証に係る検討報告書で、平成20年推計（乙343）が根拠となるに至った（甲92）。

控訴人準備書面（10）32頁の2つの予測値と嶋津予測を再掲する。

- ・一日最大給水量（万 $\text{m}^3$ /日）

平成13年回答	126	平成20年推計	111.3	嶋津予測	108
---------	-----	---------	-------	------	-----

- ・一人当たり生活用水（ $\text{l}$ /日）

平成13年回答	263	平成20年推計	248	嶋津予測	243
---------	-----	---------	-----	------	-----

- ・生活用以外の有収水量（万 $\text{m}^3$ /日）

平成13年回答	20.1	平成20年推計	15.5	嶋津予測	15.0
---------	------	---------	------	------	------

- ・有収率（%）

平成13年回答	91.8	平成20年推計	93.6	嶋津予測	94.0
---------	------	---------	------	------	------

- ・負荷率（%）

平成13年回答	82.9	平成20年推計	85.9	嶋津予測	86.7
---------	------	---------	------	------	------

平成13年回答と平成20年推計とでは、1日最大給水量の需要予測の減少が、14万7000 $\text{m}^3$ にも及び（減少割合も11.7%に上る）、水道局が八ッ場ダムによって得る水源量12万0400 $\text{m}^3$ を上回っていることは特筆され

ねばならない。

そして、嶋津予測は第5次フルプラン策定前から、被控訴人の提供する実績値データから、平成20年推計に近い需要予測をしていたのである。

7年間の実績値の蓄積がダム1個分以上の需要予測の下方修正を齎すということはありません、平成20年推計は、平成13年回答の水需要予測の不合理性の自認に他ならない。

被控訴人はその準備書面(12)で平成20年推計を「水需給のバランスがとれた最新の予測」と自負しているが、合理的な需要予測(後述のごとくそれでもまだ過大だが)が可能になったのは、2/20渇水年という供給面でのレトリックが第5次フルプランで登場し、無理に需要予測を水増しする必要がなくなったからに過ぎない。

## 2 平成20年推計の水需要予測もなお過大であること

(1) 千葉県営水道の1日最大給水量につき、平成20年推計は113万 $\text{m}^3$ を2025年予測としているが、1994年度以降は年度による変動はあるが横ばいなし漸減の傾向となっており、最近の実績値は100万 $\text{m}^3$ 前後となっている(甲95の1)。

①少子高齢化により、人口の減少が進み、それに伴い給水人口自体が減少すること、しかも、②その減った給水人口について、1人1日最大給水量が減少しつつあることから、横ばいどころか減少が合理的に予測されるのである。

(2) 給水人口の減少

千葉県水道局は、2025年まで給水人口が漸増する予測をしているが、国立人口問題研究所の予測では、日本の人口は2040年には2010年の86%にまで減少すると予測されており、千葉県も例外ではない。実績値をみると実際に千葉県で人口減は始まっている(甲80、甲81、甲95の2)。

平成20年推計時点で、近々人口が減少に転ずることはすでに分かっていた。被控訴人は千葉県営水道の給水区域は事情が違っていると述べているが、少子高齢化による人口減少は全国的なものであり、2025年まで給水人口が増加し続けるという予測は非現実的である。

(3) 1人1日最大給水量の減少

1人1日最大給水量については1995年前後に400リットル前後だったのをピークに減少の一途を辿り、2010年を超えると350リットルを割るようになっている(甲95の3)。

理由は、節水型機器の普及等による節水の浸透、有収率の上昇(漏水の減少)ライフスタイルの季節変化が小さくなったこと、以上3つの要因から1年間の給水量の変動が小さくなったことである。例えば、水洗トイレ、洗たく機は節水型であることが重要なセールスポイントとなっており、今後も節水技術が進むであろうから、この傾向は今後も続く。

この傾向も平成20年推計当時すでに明らかになっていた。

被控訴人は、増加要因も無視できないと反論しているが実績値の推移は、減少要因が増加要因を大幅に上回っていることを物語っている。

1994年度から2012年度までの減少率は18%にもものぼる。嶋津証人の尋問で用いられた[図3-2](甲95の3)につき、被控訴人は、「XY座標を意図的に加工し、予測値を大きく跳ねあげた形状のグラフになるよう誇張して作成された図」とあげつらうが、18年間で2割近くもの実績値の減少は大きなものだし、XY座標の比率の取り方で、予測値を釣り上げることなどしたくてもできようもない。[図3-2]で嶋津証人が示した予測値は、実績値の減少傾向を踏まえた合理的なものである。

(4) 平成20年推計は、ダム計画を前提しない大阪市の水需要予測が人口の減少及び1人1日最大給水量の減少傾向を正当に踏まえ、1日最大給水量についても減少予測をしているのと対照的である(甲95の8)。

被控訴人は、用途別（生活用水、業務・営業用水等）に積み上げた1日平均使用水量を基に有収率、負荷率を用いて1日最大給水量を求めていることを強調する。そして、積算の結果、予測値とその後の実績値に差が生じたとしても、予測値はあくまでも計画値であって、誤差が生じてもやむを得ないとしている。

統計数値自体（あくまで千葉県水道局が正しい数値を提供しているとの前提に立つが）は都合のいいように操作しようもない。しかし、ダム事業計画への参画の正当化という目的に従い、1日平均使用水量、有収率、負荷率といった各要素をそれぞれ1日最大給水量が大きくなるよう操作することにより予測値は大幅に増減できてしまう。平成13年回答と平成20年推計の間では、同じく「水道施設設計指針」（乙300）に準拠していても、八ッ場ダムから得られる水源1個分以上もの予測値の開きがあること前述のとおりである。

被控訴人は、嶋津証人が、千葉県でなく元東京都職員であり、千葉県で水道事業経営や水需要予測に携わったことがないことを強調する。

ならば、積み上げ値が実績値の動向と乖離していれば、その理由（地域の特性、経済動向を踏まえた水需要の増加要因と減少要因）を検証し、より合理的な予測値を追及するのは、千葉県で水道事業を経営し、水需要予測に携わる者の当然の義務である。

いったん予測した後、その後の実績値と乖離するならまだ分かる。しかし、予測時点ですでに存在している実績値の動向と乖離が生じても、予測値は計画値だからやむを得ないと言うのは、はじめにダム計画ありきの開き直り、言い逃れである。

### 3 保有水源の供給可能量の想定・計算の不合理性

国は第5次フルプランから2/20の渇水年で保有水源の供給可能量を想定

するようになったが、これこそ、ダム参画の正当化のためにするレトリックであり、2/20の渇水年で供給可能量を想定すること自体だけでなく供給可能量の計算自体も不合理であることはすでに準備書面（10）で述べたとおりである。

ただ、それでも現実に利用されている水源を実態に合わせて評価すれば（江戸川・中川緊急導水、坂川農業用水合理化、県営水道保有井戸）、人口減少や1人当たり給水量の減少を踏まえた水需要予測のもとでは、十分な余裕があるのである。

#### 4 千葉県営水道についてのまとめ

千葉県水道局は、水を安定供給すべき責務を負うだけでなく、経済性を発揮することも法律上求められている（地方公営企業法第3条）。それにもかかわらず、水道局は、経済性の発揮を無視して、水需給予測を立て、八ッ場ダムに参画するとの判断を行っているが、準備書面（10）で述べたとおり、これは判断をなす上で重要な観点に関する検討を怠るものとして、裁量を逸脱するものである。

### 第2 千葉工業用水道における八ッ場ダムの利水上の必要性について（嶋津証言を受けて）

工業用水道について八ッ場ダム事業利水上の必要性がないことは控訴人準備書面（16）において主張した通りである。

その根拠として控訴人は、

- ① 千葉関連4地区の水源融通は現実的に可能である。
- ② 給水量の予測に用いる利用量率は、実績に即した98%（安全値を見たとしても96%）とすべきである。
- ③ 契約水量は変動する可能性があるものであり、将来の水需給を考えるにあ

たっては一日最大給水量の予測値を見るべきである。  
という3点を主に主張している。

## 1 千葉関連4地区の水源融通について

まず、上記①については、嶋津証人尋問調書1ページ及び甲94号証によって、すでに千葉関連4地区で地区間の水の融通が現に行われていることが改めて確認された。

この点被控訴人は、料金平準化による水源融通は困難であり、料金を据え置いたままでの水源融通も工業用水道事業法17条が許容しない「不当に差別的」な状態となるおそれがあるなどとして、水の効率的運用の実現を否定している。

しかし、水源融通が困難である、との主張は到底信じがたい。そもそも効率的な水運用の実現には水源の共有化が必要であるなどということは、工水長期ビジョンや工水中期経営計画の策定段階で当然企業庁も把握していたはずである。この点被控訴人は、これらにビジョン・経営計画策定に当たりいかなる検討をしたのかという控訴人からの求釈明に対し、未だに具体的な回答を行っていない。また東葛地区と葛南地区の事業統合においては、確かに統合直前には両地区の料金は近接していたものの、昭和56年時点では13.5円もの差があったのであり、料金の差という点において千葉関連4地区と同様の課題を抱えていたことに違いはない。さらに横浜市では異なる水源間での地区統合を行っている。

さらに「不当に差別的」になるから難しい、との主張も疑問である。すなわち千葉関連4地区については、効率的な水運用によって八ッ場ダム事業参画の必要がなくなり、八ッ場ダムへの水源費の負担がなくなることになる。また取水地点を変更することによる経費節減も発生する。これら負担軽減分を千葉地区と房総臨海地区の料金の差の縮小に利用するなどの工夫も考えられるのであり、こうした工夫を行った上でなお「不当に差別的」との評価が行われるとは考えに

くい。

したがって千葉関連4地区の効率的な水運用は十分可能な選択肢であり、これを無視して千葉地区のみの水需給を検討して八ッ場ダム事業を必要とするのは誤りである。

更に言えば、たとえ地区統合等による水源融通が困難であるとしても、嶋津証人が指摘しているとおおり、水の需給で問題になるのは渇水時なのであるから、渇水時に4地区相互の水運用が可能である以上、4地区全体で水需給を考えればよいのである（嶋津証人尋問調書1ページ）。

よっていずれにしても、千葉地区のみで水需給を考えるべきであるとする被控訴人の主張は誤りである。

## 2 利用量率について（上記②）

利用量率について被控訴人は、災害時を考慮すれば、ロス率を実績値より多く採っても問題ないと主張し、「日常的な給水量を検討するのに災害時のことを反映させる必要はないなどという控訴人らの主張は、ライフラインである工業用水道事業を理解していない者による無責任な発言に他ならない」などと強弁している。

しかし、控訴人が述べているのは、あくまで利用量率の算定において災害時を考慮する必要は無いと言っているだけであり、工水の安定供給を重視する必要がないなどという極論を主張しているつもりはない。例えば災害時には、通常時には許されていない他の事業地区からの水の融通等の制度的手当がされているのであるし、被控訴人が縷々挙げているように、災害時に耐えうる構造・材質を用いる等の災害対応は当然になされなければならない。しかし利用量率について考えれば、これは定義上、給水施設の耐震強度や災害時の漏水状況等をまったく考慮していない数値である（乙304号証「工業用水道施設設計技術指針」）以上、平時における給水量を把握するためのデータであり、災害と



は無関係なデータであると考えざるを得ないのである。要するに、災害時を配慮して手当てすべき数値・制度と、そうではないものを明確に区別せずに、あらゆる場面で安全値をとればよいという被控訴人の考え方は、非科学的であり杜撰であると主張しているに過ぎない。

つまり被控訴人は、利用量率の算定において何故に災害時を想定しなくてはならないのかについて、個別具体的な論拠を全く示すことができず、ただ抽象的に「安定供給」のみを口にして、科学的合理性のない主張を繰り返しているのみなのである。ちなみに設計技術指針は、もともと施設設計時を想定した指針であり、あくまで設計当初に拠るべき目安であって、設計後、実績値が積み重ねられている場合にやみくもに持ち出すべきものではない。

いずれにしても、実績値と乖離した利用量率を用いることに何ら合理性は認められない。

### 3 契約水量の減少について（上記③）

嶋津証人は、「使わなくても払わなくてはならない」契約水量制は、受水企業にとって加重の負担を強いるものであるということで、契約水量の引き下げを求める声が受水企業からかなり出ていると聞いている旨証言している（嶋津証人尋問調書4ページ）。

この点横浜市においては、実際にそのような受水企業の声を受けて契約水量の減量を認めており、現に今後も契約水量の漸減の傾向は続くという見方をしているのである。

こうしたことから見ても、工水の水需給を考えるに当たっては、単に契約水量を形式的に見るだけでなく、一日最大給水量の動向を考慮すべきなのである。

### 4 工水についての控訴人の主張のまとめ

以上を前提に千葉関連4地区の水需給をまとめたのが甲95号証の22のグ

ラフである。

このグラフについて説明した嶋津証言（嶋津証人尋問調書3ページ）にもあるように、千葉関連4地区全体では保有水源が一日あたり約80万トンあるのに対し、一日最大給水量は約60万トンでほぼ横ばいということであるから、今後も日量約20万トンの余裕があり、八ッ場ダムの新水源が不要なことは明らかである。

また仮に契約水量ベースで考えたとしても、契約水量は一日あたり78万トンであり、日量2万トン以上の余裕があることから、やはり八ッ場ダムは不要である（同調書3～4ページ）。

よって工業用水道について、八ッ場ダムの利水上の必要はない。

以上